

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

(第2次計画)

学校法人 今治明德学園

学校法人今治明德学園（以下「本学園」という。）は、次世代育成支援対策推進法の基本理念に則り、本学園が設置する短期大学及び中学校・高等学校（以下「設置校」という。）に勤務するすべての教職員が、意欲をもってその能力を発揮し、職場と家庭生活の調和が図られた働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和5年7月1日 ～ 令和8年6月30日 までの3年間

2. 内 容

(1) 目標1：育児及び介護と仕事の両立の支援を行う。

<対策等>

(イ) 育児及び介護に関する関係法令の制定・改正には常に情報収集に努め、改正等がなされた際にはその主旨を厳密に踏まえ、設置校の諸規定の制定・改正を遅滞なく行う。

(ロ) 関係諸規定の制定・改正の都度、定例の職員会議等にて当該規定を配布して規定担当から説明する。

(ハ) 設置校の学長及び校長（以下「学長等」という。）は、当該規定を用いるなどして、日々の研修会や諸会議にて制度（男性も育児休業を取得できることなど）の周知及び利用促進を図る。

(2) 目標2：次世代を担う教職員のキャリア形成と登用及びその組織の整備を図る。

<対策等>

(イ) 学長等は、次世代を担う職員の活躍推進のためのワーク・ライフ・バランスに配慮した事務体制、勤務・職場環境の整備、職員のキャリア形成のための研修、適材適所による管理職への積極的登用に向けて、計画期間中は毎年12月を重点検討期間とし、学長等は、前項に関する事項を集中的に検討する内部会議を開催し、その内容及び結果を理事長に報告する。

(ロ) 各適正な人員配置や業務の分担若しくは集約を図るため、令和7年度までに、設置校の共通の事務を一元的に扱う部署（＝共通事務室⇒法人本部体制確立）を組織化する。

令和5年12月～ 各設置校の事務項目の整理

令和6年4月～ 共通事務の洗い出し

令和6年7月～ 共通事務一元化のための必要なスペース、人員等の整理

令和6年9月～ 組織規程の改正案策定

令和6年12月～ 新組織体制の人事等決定

令和7年4月～ 本部機能開始

(3) 目標3 : 教職員の適正な健康管理の視点に立った、年次有給休暇取得の促進を図る。

〈対策等〉

- (イ) 学長等は、年次有給休暇制度に年5日の取得が義務付けられたことなど踏まえ、令和5年8月以降の職員会議等の場を活用して、各設置校での業務の実情を聞き取りする。
- (ロ) 学長等は、子ども（孫を含む。）の学校休業等に合わせた有意義な取得をはじめとする「計画的な年休取得」の助言、指導を行うことにより、年休取得しやすい雰囲気醸成と職場環境の整備に努める。